



平健保発第295号
平成26年7月10日



小平市国民健康保険運営協議会

会長 小島和夫 殿

小平市長 小林正則



諮詢書

小平市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第5号）第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴協議会の意見を求める。

記

1 国民健康保険税の課税限度額について

- (1) 後期高齢者支援金等課税額について14万円から16万円に引き上げる。
- (2) 介護納付金課税額について12万円から14万円に引き上げる。
- (3) 改定の時期 平成27年4月1日

2 出産費資金の貸付けについて

- (1) 小平市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する。
- (2) 小平市国民健康保険出産費資金の貸付けに関する条例を一部改正する。

小平市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止に伴い第4条の貸付金総額の限度に係る規定を削除する。

- (3) 廃止及び改正する時期 平成26年10月1日